

# ペット関連事業者向けの賠償責任保険

〈受託者賠償責任保険・施設賠償責任保険 2つの補償をセット〉



## 安心補償 5つのポイント

POINT!

### 1. 人数方式により保険料を算出！

従業員1名ごとの保険料設定ですので無駄のない保険料負担を実現いたしました。

POINT!

### 2. ペット関連業務に起因する賠償に備えます！

送迎中も含め、業務中に預かったペット（犬・猫に限る）に与えた損害も対象となります。

POINT!

### 3. 施設の管理等に起因する賠償にも備えます！

漏水事故での賠償も対象となります。

POINT!

### 4. 法律上の賠償責任が無くても一定の見舞金をお支払いします！

会員様に過失がない場合でも社会通念上、お見舞金を支払うとき（10万円限度）もサポートいたします。

POINT!

### 5. 損害賠償請求訴訟に関する費用も補償！

文書作成費用等の支出した費用等が対象となります。

## 〔補償内容〕

支払限度額（1名・1事故・保険期間中）	免責金額（1事故）
受託賠 200万円（1頭20万円まで）	5,000円
施設賠 身体・財物共通 3,000万円	10,000円
初期対応費用 50万円	
見舞金 10万円まで	
訴訟対応費用 50万円	

（注1）ペット関連事業の中でペット看護に起因する賠償事故は対象外となります。

（注2）預かった犬同士の噛み付きに起因する事故も対象外となります。

※保険料につきましては一般社団法人 全日本動物専門教育協会の会費に含まれております。

## （受託者賠償責任保険）

1 事故・保険期間中 200万円

（1頭あたり 20万円）（免責金額 5,000円）

ペット関連事業者が業務中に預かったペット（犬、猫に限る）に死亡・ケガをさせて法律上の損害賠償を負担することによって被る損害をてん補します。（出張業務含む）

例えば… トリミング中にペットが台から落ちて骨折した！

預かったペットを車で送迎中に事故を起こし死なせてしまった！



## （施設所有者(管理者)賠償責任保険）

1 名・1 事故につき 3,000 万円

（免責金額 1 万円）

ペット関連事業者が、事業施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務含む）の遂行により生じた他人の身体障害または財物賠償に対して、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補します。

例えば… 屋外でしつけ教室中に通行人を噛んでしまった！



## （初期対応費用・見舞金費用）

1 事故・保険期間中 50 万円

（見舞金費用 1 事故・保険期間中 10 万円）

（免責金額 1 万円）

事故により被保険者が負担した事故現場の保存・写真撮影・後片付け・清掃費用、事故状況の調査・記録費用等、その他見舞金（10万限度）を補償いたします。

例えば… 法律上の賠償責任が無くても社会通念上、お見舞金を支払うとき（10万限度）も補償いたします。

## （訴訟対応費用）

1 事故・保険期間中 50 万円

（免責金額 1 万円）

被保険者に対して起訴された損害賠償請求訴訟に関して被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償します。



## 【保険金をお支払いできる主な場合とできない主な場合】

補償項目	お支払いできる主な損害	お支払いできない主な損害
受託物に関するリスクの補償	ペット関連事業の遂行に伴い、一時的にお客様から預かったペット（犬、猫のみ）の死亡、ケガに対して、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。一時的にペットを輸送中に生じた賠償事故も対象となります。	病気および逃亡に起因する賠償責任は対象外です。また、ドッグラン等の施設内で預かり中のペットを死亡・ケガさせた場合も対象外です。お預かりしたペット同士の噛み付きともなう損害も対象外です。
事業施設に関するリスクの補償	お申し込み頂いたペット関連事業者様（以下「被保険者」といいます。）の事業施設の所有、使用または管理および付随業務（出張業務等）の遂行により生じた他人の身体障害または財物賠償に対して、被保険者様が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。	事業施設における昇降機の事故により生じる賠償責任はてん補しません。また、本契約の事業者がペット看護師の場合は本保険の対象外となります。
初期対応費用	主契約の対象となる事故により被保険者が負担した事故現場の保存・写真撮影・後片付け・清掃費用、事故状況の調査・記録費用等、その他見舞金を補償します。	
訴訟対応費用	被保険者に対して起訴された損害賠償請求訴訟に関して被保険者が支出した文書作成費用、再現実験費用等を補償します。	

- (注1) 被保険者様が故意または重大な過失により、法令に違反して製造・販売もしくは行った業務の結果に起因して負担する賠償責任は補償対象外です。また、被保険者様の所有、使用もしくは管理する車両または船舶に起因して負担する賠償責任も補償対象外となります。詳しくは賠償責任保険普通保険約款、受託特別約款および付帯特約（団体に常備しています。）をご覧ください。ご質問等は取扱代理店ならびに引受保険会社にお気軽にご相談ください。
- (注2) 万一事故が発生した場合は、すみやかに取扱代理店に以下の事項をご連絡ください。①被保険者の氏名、連絡先②被害者の氏名・住所・電話番号・性別 ③事故の日時・場所・原因状況。なお、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には必ず事前にご相談ください。引受保険会社の承認がないまま被害者に対して損害賠償の全部、あるいは一部の承認をされた場合には、約款の規定により保険金が支払われないこともありますので十分にご注意ください。
- (注3) 本商品に関する引受保険会社への苦情は、お客様相談室TEL0120-138-111（土日、祝日、引受保険会社の定める休日を除く午前9時15分～午後5時30分）までご連絡ください。また、引受保険会社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブスマンと手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、保険オンブスマンに解決の申立てを行うことができます。詳しくはTEL03-5425-7963（土日、休日、年末年始等を除く午前9時～12時、午後1時～5時）までご連絡ください。

## 【保険期間・補償の対象となる方】

【保険期間】平成29年9月1日から1年間

【補償の対象となる方】一般社団法人 全日本動物専門教育協会の会員事業者

※本制度は、「一般社団法人 全日本動物専門教育協会」が保険契約者となり、会員事業者および従業員様を被保険者とする団体契約です。

ただし、ペット関連事業者のうち獣医・動物看護師が行う業務に関しては当保険では補償対象外となりますのでご注意ください。

ご加入のお手続きは、会員加入のお申し込みをいただいた月（25日締め切り）の翌月1日から被保険者となります。

(注) 本チラシに記載の内容は、一般社団法人 全日本動物専門教育協会に所属される会員の方を対象とした契約です。

加入にあたり団体構成員確認をさせていただきます。また、保険期間は始期、終期が同一となります。

### 取扱代理店



株式会社エム・アイ・プラン

〈本社〉 〒552-0003 大阪府大阪市港区磯路2丁目15番1号  
TEL: 06-6577-2700 FAX: 06-6577-3200  
〈東京支店〉 〒105-0013 東京都港区浜松町2丁目7番6号亀田ビル3階  
TEL: 03-6435-7770 FAX: 03-6435-7711  
<http://www.miplan.co.jp>

### 引受保険会社

ゼネラル保険会社 Assicurazioni Generali S.p.A

〈日本本社〉 〒102-0083 東京都千代田区麹町1丁目4番地半蔵門ファーストビル9F  
〈大阪支店〉 〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 ト7紡第2ビル3階  
Tel 06-6202-6660 Fax 06-6202-6661